

議案第27号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年4月13日提出

逗子市長 桐ヶ谷 寛

（提案理由）

地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）等の施行に伴い、固定資産税の規定について字句を整理するとともに、国税における連結納税制度からグループ通算制度への移行に伴う法人の市民税に係る所要の規定を整理するに当たり、改正の要あるため提案する。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

逗子市長 桐ヶ谷 寛

逗子市市税条例の一部を改正する条例

（別紙のとおり）

逗子市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

逗子市長 桐ヶ谷 覚

逗子市条例第7号

逗子市市税条例の一部を改正する条例

逗子市市税条例（昭和49年逗子市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項の表中「第292条第1項第4号の5」を「第292条第1項第4号の2」に改める。

第13条の2第1項中「第4条の7」を「第4条の3」に改め、「又は各連結事業年度」を削り、同条第2項中「、同条第4項の規定によって申告納付するものにあつては同項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間の末日現在」を削る。

附則第26項第2号中「4分の3」を「5分の4」に改め、同項第3号中「法附則第15条第27項第1号イ」を「法附則第15条第26項第1号イ」に改め、同項第4号中「法附則第15条第27項第1号ロ」を「法附則第15条第26項第1号ロ」に改め、同項第5号中「法附則第15条第27項第1号ハ」を「法附則第15条第26項第1号ハ」に改め、同項第6号中「法附則第15条第27項第1号ニ」を「法附則第15条第26項第1号ニ」に改め、同項第7号中「法附則第15条第27項第2号イ」を「法附則第15条第26項第2号イ」に改め、同項第8号中「法附則第15条第27項第2号ロ」を「法附則第15条第26項第2号ロ」に改め、同項第9号中「法附則第15条第27項第2号ハ」を「法附則第15条第26項第2号ハ」に改め、同項第10号中「法附則第15条第27項第3号イ」を「法附則第15条第26項第3号イ」に改め、同項第11号中「法附則第15条第27項第3号ロ」を「法附則第15条第26項第3号ロ」に改め、同項第12号中「法附則第15条第27項第3号ハ」を「法附則第15条第26項第3号ハ」に改め、同項第13号中「法附則第15条第30項」を「法附則第15条第29項」に改め、同項第14号中「法附則第15条第34項」を「法附則第15条第33項」に改め、同項第15号中「法附則第15条第35項」を「法附則第15条第34項」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

### (法人の市民税に関する経過措置)

- 2 この条例による改正後の逗子市市税条例第12条及び第13条の2の規定は、施行の日以後に開始した事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

### (固定資産税に関する経過措置)

- 3 この条例による改正後の逗子市市税条例附則第26項の規定は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。